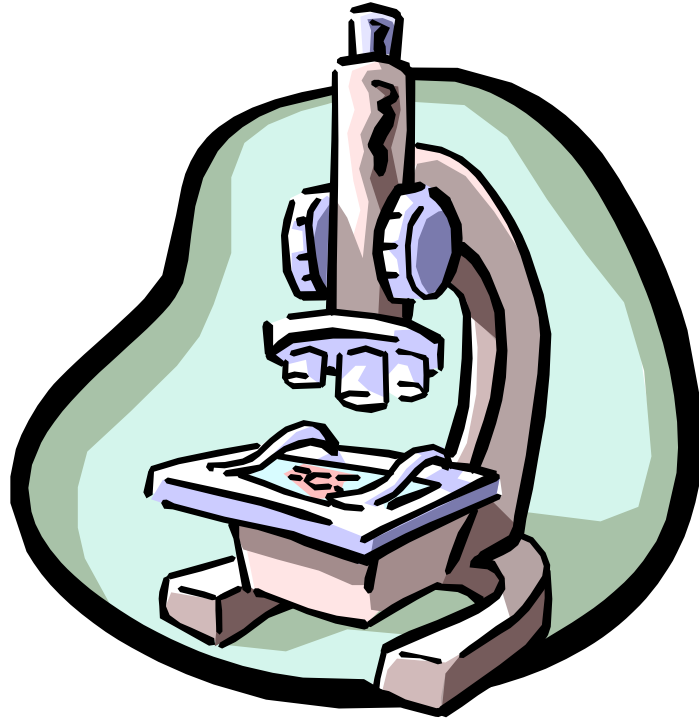


朝日町上下水道課
令和7年度水質検査計画



水質検査計画の内容

1. 水質検査の基本方針
2. 水道事業の概要
3. 河川流域及び水道水の状況
4. 検査地点
5. 検査項目と検査頻度
6. 臨時の水質検査に関する事項
7. 水質検査の方法
8. 水質検査結果の公表
9. 関係者との連携

三重県朝日町上下水道課 令和7年度水質検査計画

はじめに

本町の水道事業は、員弁川水系 20mの浅井戸及び柿丘陵地付近 200mの深井戸を水源とする自己水と木曾川水系及び長良川水系を水源とする県水の受水と合わせた配水一系統（自然流下方式）からなります。

安全でおいしい水を供給するためには、水源の保全により良質な原水を得ること、適正な浄水処理方法の採用と運用により良質な水道水を確保すること、さらに給水栓の水質を保持するため、配水池や水道管を適正に維持することが重要となります。

上下水道課では、水源から浄水場、給水栓に至るまで、定期的な水質検査など徹底した管理を行い、さらに各浄水場での水質自動計器による 24 時間連続監視を設置し水質の安全性を確保しています。

今年度も、安全で良質な水道水の供給を確実にを行うため、水質検査計画を策定しました。毎事業年度の開始前に、水道法施行規則により水道の需要者に対し情報を提供していきます。

1 水質検査の基本方針

(1) 検査地点

検査地点は、水質基準が適用される蛇口に加えて、浄水場の原水とします。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務づけられている水質基準項目、検査を行うことが望ましいとされる水質管理目標設定項目及び本町が独自に行う項目とします。

(3) 検査頻度

水道法及び本町の過去の検査結果などに基づいて、項目に応じて頻度を設定し検査を実施します。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況

本町の給水状況及び計画は、下表のとおりとなっています。

区 分	内 容
事業体の名称	朝日町水道事業
給水区域	朝日町全域
計画目標年度	令和22年度
計画給水人口	12,600人 (R5年度末給水人口 11,037人)
計画一日最大給水量	4,900m ³ (R5年度実績一日最大給水量 3,888m ³)
一日平均給水量	令和5年度実績 3,326 m ³

配水系統

名 称	水 源	配水区域及び配水方法
縄生・柿配水系	自己水 (柿 700m ³ /日) 自己水 (縄生 2000m ³ /日) 県水 (木曾 1200m ³ /日) 県水 (長良 1000m ³ /日)	朝日町全域 (白梅の丘配水池より自然流下)

(2) 水場施設概要

本町には2カ所の浄水場があります。

浄水場名	朝日町浄水場(縄生浄水場)	柿浄水場
通水年	昭和52年	昭和42年
水源	地下水(深20m)	地下水(深200m)
給水能力	2,000m ³ /日	700m ³ /日
主な給水区域	朝日町全域	
浄水処理方式	急速ろ過(鉄・マンガン) 塩素消毒	
消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム	

3 河川流域及び水道水の状況

水質的に恵まれた水源を持つ本町の浄水場では、良好な地下水を取水し、適切な浄水処理を行い、水質基準を充分満足した安全で良質な水道水を供給しています。

しかし、雨量によって水位増減をする浅井戸縄生水源地の取水上流域には、原水の汚染要因となるものから水質管理上注意すべき項目があります。これらを下表に示します。

水系	員 弁 川
原水の汚染要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨等による濁水の発生 ・ 浄化槽 ・ 畜舎 ・ 油類等による汚染事故 ・ ゴルフ場農薬
水質管理上注意すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁度 ・ 塩化物イオン ・ 嫌気性芽胞菌 ・ 糞便性連鎖球菌 ・ クリプトスポリジウム ・ 有機物(TOC) ・ 農薬類

4 検査地点

(1) 給水栓水

町内3ヶ所を設定し検査を行います。

毎日検査についても町内3ヶ所で検査を行います。

(2) 浄水場の原水

浄水場については、浄水処理が適正に行われていることを確認するために、各浄水場の原水を検査します。

5 検査項目と検査頻度

(1) 水質検査項目

水質基準項目は全項目を検査します。また、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査も法令どおり行います。

ア 水質基準項目

(ア) 給水栓（蛇口）

給水栓における水質基準項目の検査は、従来、全国一律に義務づけられていましたが、地域性を考慮し、水道事業者の状況に応じて検査頻度を減じることができることになりました。

本町は、法令で定められた頻度（原則年4回）を基本とし、その他特に水質管理上注意すべき項目を考慮し、以下の方針に基づき、検査頻度を決定することとします。（法令では、検査頻度を減じる要件として過去3年間の検査結果によることとされています）

(a) 過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下である項目については、年1回の検査とします。

(b) 新規項目及び測定法が大幅に変更になった項目については、年4回の検査とします。

(c) 浄水場使用薬品及び水道資機材に要因があるもので、監視が必要な項目は、過去の検査結果により頻度を減じることができる場合でも、年4回の検査とします。

(イ) 原水

原水については、水源ごとの水質特性を把握し、的確な浄水処理を行うため、消毒副生成物（基21～31、基48の12項目）を除く水質基準項目を年1回検査します。

イ 毎日検査項目

色及び濁り並びに消毒の残留効果は、1日1回検査します。

ウ 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は、水質管理上留意すべきものとされているため、以下のとおり検査します。

(ア) 水質基準項目と同様に最低頻度を年1回とします。

(イ) 農薬については、法令で示された項目の内、環境省から標準検査法が示された農薬を検査します。検査時期は、農薬の散布時期に合わせて行います。

エ 独自に検査する項目

独自に行う項目の検査は、クリプト対策指針に基づき、現状のレベルを1段階上げて以下のとおり検査します。また、水道水中の放射性物質に係る指標の見直しに伴い、水道水利用者の関心が高まることから以下のとおり検査を行います。

縄生原水（クリプトスポリジウム及びジアルジア） 4回／年

縄生原水（指標菌） 12回／年

柿原水（指標菌） 4回／年

放射性物質(I131、Cs-134、Cs-137) 給水栓1回／年 各原水1回／年

6 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、水道水が以下のような場合により水質基準に適合しないおそれがあるときに行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近・給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行又は廃棄物汚染等が発生したとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 送配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

7 水質検査の方法

給水栓及び原水における水質基準項目及び水質管理目標設定項目・独自項目・臨時水質項目の検査は、水道法第20条第3項に規定する環境大臣の登録した機関に委託して検査を行います。

検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」により行い、省令に記載されていない項目については、上水試験方法（日本水道協会編）などにより行います。

8 水質検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は、水質基準との適合状況を含め、町ホームページで公表します。

9 関係者との連携

本町では、三重県北勢水道用水供給事業から受水していることから、北勢水道事務所、河川管理者及び三重県の関係機関との連絡を密にし、水質保全に万全を期します。